

議案第47号

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
(和光市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正)

第1条 和光市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、保育の必要性の基準その他<u>教育・保育給付認定</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定の審査方法</u>)</p> <p>第6条 市長は、<u>教育・保育給付認定</u>を行うに当たっては、和光市子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第16号）第1条に規定する和光市子ども・子育て支援会議（次項において「支援会議」という。）に保育の必要性の基準、第3条第2項の規定による調整及び優先保育の基準（次項において「保育の必要性の基準等」という。）により判定した結果を通知し、<u>教育・保育給付認定</u>に関し必要な事項について審査及び判定を求めものとする。</p> <p>2 支援会議は、前項の規定による通知を受けたときは、保育の必要性の基準等に従い、当該通知に係る保育を必要とする子どもについて、<u>教育・保育給付認定</u>に関する審査及び判定を行い、その結果を市長に通知するものとする。この場合において、支援会議は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、<u>教育・保育給付認定</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、保育の必要性の基準その他<u>支給認定</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(<u>支給認定の審査方法</u>)</p> <p>第6条 市長は、<u>支給認定</u>を行うに当たっては、和光市子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第16号）第1条に規定する和光市子ども・子育て支援会議（次項において「支援会議」という。）に保育の必要性の基準、第3条第2項の規定による調整及び優先保育の基準（次項において「保育の必要性の基準等」という。）により判定した結果を通知し、<u>支給認定</u>に関し必要な事項について審査及び判定を求めものとする。</p> <p>2 支援会議は、前項の規定による通知を受けたときは、保育の必要性の基準等に従い、当該通知に係る保育を必要とする子どもについて、<u>支給認定</u>に関する審査及び判定を行い、その結果を市長に通知するものとする。この場合において、支援会議は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市長に意見を述べるすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、<u>支給認定</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

(和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに<u>特定子ども・子育て支援施設等</u>に関する基準を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章 <u>特定子ども・子育て支援施設等に関する基準</u></p> <p>第5章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項並びに<u>子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号。以下「改正法」という。）</u>附則第4条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに<u>特定子ども・子育て支援施設等</u>に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、<u>法及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第13号。以下「令」という。）</u>において使用する用語の例による。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 この条例において「法定代理受領」とは、法第27条第5項（<u>法第28条第4項において準用する場合を含む。</u>）又は法第29条第5項（<u>法第30条第4項において準用する場合を含む。</u>）の規定により市長が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>（特定教育・保育施設等の原則）</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切</u>であり、かつ、<u>子どもの保護者の経済的負担の軽減</u>について<u>適切に配慮された内</u></p>	<p style="text-align: center;">和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次</p> <p>第1章～第3章（略）</p> <p>第4章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 この条例において「法定代理受領」とは、法第27条第5項（<u>法第28条第4項の規定により準用する場合を含む。</u>）又は法第29条第5項（<u>法第30条第4項の規定により準用する場合を含む。</u>）の規定により市長が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を<u>支給認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>（特定教育・保育施設等の原則）</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切な内容及び水準</u>の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、</p>

容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4（略）

（重要事項の説明及び同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第22条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第15条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～5（略）

（利用の申込み等）

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第3項の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 特定教育・保育施設は、前2項の規定による選考を行うに当たっては、当該選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示するとともに、選考委員会を設置し、市長が別に定める基準に従い選考しなければならない。この場合において、選考委員会は、1人以上の市職員を構成員と

全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4（略）

（重要事項の説明及び同意）

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第22条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～5（略）

（利用の申込み等）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第3項の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 特定教育・保育施設は、前2項の規定による選考を行うに当たっては、当該選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示するとともに、選考委員会を設置し、市長が別に定める基準に従い選考しなければならない。この場合において、選考委員会は、1人以上の市職員を構成員として組織し

して組織しなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合については、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(医療連携)

第12条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの体調の急変その他の緊急事態に速やかに対応するため、当該特定教育・保育施設の近隣の医療機関と医療に関する連携協力体制（以下「医療連携」という。）を構築するよう努めなければならない。

(小学校等との連携)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するため、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第15条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者（

なければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合については、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(医療連携)

第12条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもの体調の急変その他の緊急事態に速やかに対応するため、当該特定教育・保育施設の近隣の医療機関と医療に関する連携協力体制（以下「医療連携」という。）を構築するよう努めなければならない。

(小学校等との連携)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するため、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第15条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下こ

満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(イ)に定める金額に満たないものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

の条及び次条において同じ。）を提供したときは、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号の規定により市長が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号の規定により市長が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校
就学前子どもに該当する教育・保育給付認
定子ども（特定満3歳以上保育認定子ども
を除く。イ(イ)において同じ。） 57, 7
00円（令第4条第2項第6号に規定する
特定教育・保育給付認定保護者にあつては、
77, 101円）

イ 次の(イ)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保
育給付認定子どものうち、負担額算定基準子
ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学
校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学
校の小学部の第1学年から第3学年までに在
籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。
）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞ
れ(イ)又は(イ)に定める者に該当するものに対
する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(イ) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校
就学前子どもに該当する教育・保育給付認
定子ども 負担額算定基準子ども又は小学
校第3学年修了前子ども（そのうち最年長
者及び2番目の年長者であるものを除く。
）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校
就学前子どもに該当する教育・保育給付認
定子ども 負担額算定基準子ども（そのう
ち最年長者及び2番目の年長者であるもの
を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の
提供

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育
において提供される便宜に要する費用のうち、
特定教育・保育施設の利用において通常必要と
されるものに係る費用であつて、教育・保育給
付認定保護者に負担させることが適当と認めら
れるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項に規定する費用
の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収
書を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定
保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項に規
定する費用の支払を求めるときは、あらかじめ、
当該費用の用途及び額並びに教育・保育給付認定
保護者に当該費用の支払を求める理由を書面で明
らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者
に対して説明を行い、文書による同意を得なければ
ならない。ただし、第4項に規定する費用に係
る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第16条 特定教育・保育施設は、法定代理受領に
より特定教育・保育に係る施設型給付費（法第2
7条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）
の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護
者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育
において提供される便宜に要する費用のうち、
特定教育・保育施設の利用において通常必要と
されるものに係る費用であつて、支給認定保護
者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項に規定する費用
の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収
書を当該費用の額を支払った支給認定保護者に對
し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項に規
定する費用の支払を求めるときは、あらかじめ、
当該費用の用途及び額並びに支給認定保護者に當
該費用の支払を求める理由を書面で明らかにする
とともに、支給認定保護者に対して説明を行い、
文書による同意を得なければならない。ただし、
第4項に規定する費用に係る同意については、文
書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第16条 特定教育・保育施設は、法定代理受領に
より特定教育・保育に係る施設型給付費（法第2
8条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。
以下この項において同じ。）の支給を受けた場合
は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者

施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の規定により法定代理受領を受けない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第18条(略)

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第19条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第20条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療連携を構築する医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する通知)

第21条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

(運営規程)

第22条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設で行う特定教育・保育の事業の運営についての重要事項に関する規程(第25条において「運営規程」という。)として、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)~(4)(略)

- (5) 第15条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、その額及び支払を求める理由

(6)~(14)(略)

(勤務体制の整備等)

に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の規定により法定代理受領を受けない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第18条(略)

- 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第19条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第20条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療連携する医療機関等への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する通知)

第21条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市長に通知しなければならない。

(運営規程)

第22条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設で行う特定教育・保育の事業の運営についての重要事項に関する規程(第25条において「運営規程」という。)として、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)~(4)(略)

- (5) 支給認定保護者から支払を受ける利用者負担その他の費用の種類、その額及び支払を求める理由

(6)~(14)(略)

(勤務体制の整備等)

第23条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3・4 (略)

(差別的取扱いの禁止)

第26条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第27条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(虐待の通告等)

第28条 特定教育・保育施設及びその職員は、前条に規定する行為その他の虐待を受けたと思われる教育・保育給付認定子どもを発見した場合には、速やかに市長に通告し、当該教育・保育給付認定子どもの状況の把握及び保護を図るための適切な措置を講じるため、必要な協力をしなければならない。

2 (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第29条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。)の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第30条 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

第23条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3・4 (略)

(差別的取扱いの禁止)

第26条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第27条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(虐待の通告等)

第28条 特定教育・保育施設及びその職員は、前条に規定する行為その他の虐待を受けたと思われる支給認定子どもを発見した場合には、速やかに市長に通告し、当該支給認定子どもの状況の把握及び保護を図るための適切な措置を講じるため、必要な協力をしなければならない。

2 (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第29条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。)の管理者は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第30条 特定教育・保育施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第31条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(苦情への対応)

第33条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、別に定める苦情対応に係る方針に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子ども等からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、遅滞なく市長に報告しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第35条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(記録の整備)

第37条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第14条の規定による特定教育・保育の提供

(情報の提供等)

第31条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(苦情への対応)

第33条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、別に定める苦情対応に係る方針に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子ども等からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、遅滞なく市長に報告しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第35条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市長、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(記録の整備)

第37条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第14条に規定する提供した特定教育・保育

の記録

(3) 次条において準用する第21条の規定による市長への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

(特別利用保育の基準)

第38条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育に特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第15条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

(特別利用教育の基準)

第39条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提

に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第21条に規定する市長への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

(特別利用保育の基準)

第38条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育に特別利用保育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

第39条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、

供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育に特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第15条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

(利用定員)

第40条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第45条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第45条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 (略)

(重要事項の説明及び同意)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保

法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育に特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、第15条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。）」とする。

(利用定員)

第40条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。）にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を1人とする。

2 (略)

(重要事項の説明及び同意)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保

育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第49条に規定する運営規程の概要、第45条に規定する連携施設の種類、名称及び連携協力の概要、職員の勤務体制、第46条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(利用の申込み等)

第42条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第3項の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前項の規定による選考を行うに当たっては、当該選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示するとともに、選考委員会を設置し、市長が別に定める基準に従い選考しなければならない。この場合において、選考委員会は、1人以上の市職員を構成員として組織しなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な地域型保育を提供することが困難である場合は、第45条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第43条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市長が行う調整及び要請に対し、協力するものとする。

(心身の状況等の把握)

第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子

育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第49条に規定する運営規程の概要、第45条第1項に規定する連携施設の種類、名称及び連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(利用の申込み等)

第42条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第3項の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前項の規定による選考を行うに当たっては、当該選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示するとともに、選考委員会を設置し、市長が別に定める基準に従い選考しなければならない。この場合において、選考委員会は、1人以上の市職員を構成員として組織しなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な地域型保育を提供することが困難である場合は、第45条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第43条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市長が行う調整及び要請に対し、協力するものとする。

(心身の状況等の把握)

第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の

もの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(連携施設の確保)

第45条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項まで及び附則第5項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第40条第2項に規定する他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の意向に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保

状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(連携施設の確保)

第45条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項及び附則第7項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する教育・保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第40条第2項に規定する他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の意向に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市長の指定する施設（次項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

7 特定地域型保育事業者は、第1項及び第6項の規定により連携施設又は居宅訪問型保育連携施設を確保したときは、当該施設と連携協力に関する協定を締結し、その写しを市長に提出しなければならない。この場合において、市長及び特定地域型保育事業者は、協定で定めた事項を公表するものとする。

8 事業所内保育事業（第40条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。

9 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市長の指定する施設（次項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の規定により連携施設又は居宅訪問型保育連携施設を確保したときは、当該施設と連携協力に関する協定を締結し、その写しを市長に提出しなければならない。この場合において、市長及び特定地域型保育事業者は、協定で定めた事項を公表するものとする。

4 事業所内保育事業を行う者で、第40条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。

（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

1.0 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するため、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第46条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定地域型保育において

5 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するため、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第46条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第53条において準用する第16条において同じ。）を提供したときは、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号の規定により市長が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号の規定により市長が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定地域型保育において

提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項に規定する費用の支払を求めるときは、あらかじめ、当該費用の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に当該費用の支払を求める理由を書面で明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項に規定する費用に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第49条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。以下この項及び第52条において同じ。）ごとに、当該特定地域型保育事業所で行う特定地域型保育の事業の運営についての重要事項に関する規程（第53条において準用する第25条において「運営規程」という。）として、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第46条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、その額及び支払を求める理由

(6)～(14) (略)

(勤務体制の整備等)

第50条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3・4 (略)

(記録の整備)

第52条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次

提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項に規定する費用の支払を求めるときは、あらかじめ、当該費用の用途及び額並びに支給認定保護者に当該費用の支払を求める理由を書面で明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項に規定する費用に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第49条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。以下この項及び第52条において同じ。）ごとに、当該特定地域型保育事業所で行う特定地域型保育の事業の運営についての重要事項に関する規程（第53条において準用する第25条において「運営規程」という。）として、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から支払を受ける利用者負担その他の費用の種類、その額及び支払を求める理由

(6)～(14) (略)

(勤務体制の整備等)

第50条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3・4 (略)

(記録の整備)

第52条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記

に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第14条の規定による特定地域型保育の提供の記録

(3) 次条において準用する第21条の規定による市長への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

(準用)

第53条 第8条から第16条まで(第10条及び第15条を除く。)、第19条から第21条まで及び第25条から第36条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「当該特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業所」と、第13条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第14条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第16条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第21条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第21条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育事業提供証明書」と、第25条中「当該特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)」と、第29条中「特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。)」とあるのは「特定地域型保育事業所」と、第35条第1項第4号中「当該特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)及びその設備」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第54条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲

録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第14条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第21条に規定する市長への通知に係る記録

(4)・(5) (略)

(準用)

第53条 第8条から第16条まで(第10条及び第15条を除く。)、第19条から第21条まで及び第25条から第36条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第12条中「当該特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業所」と、第16条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育事業提供証明書」と、第25条中「当該特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)」と、第29条中「特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。)」とあるのは「特定地域型保育事業所」と、第35条第1項第4号中「当該特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)及びその設備」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第54条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲

げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第40条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第43条第2項を除き、前条において準用する第8条から第16条まで（第10条及び第15条を除く。）、第19条から第21条まで及び第25条から第36条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第42条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第55条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第46条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第15条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同

げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第40条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育に特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第42条第2項及び第43条第2項を除く。）の規定を適用する。

条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第55条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第40条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第46条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第15条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第4章 特定子ども・子育て支援施設等に関する基準

(特定子ども・子育て支援施設等に関する基準)

第56条 改正法附則第4条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条に定める基準による。

第5章（略）

（委任）

第57条（略）

(特定利用地域型保育の基準)

第55条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第40条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育に特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

第4章（略）

（委任）

第56条（略）

附 則

1 (略)

(特定保育所に関する特例)

- 2 特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第15条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次条において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第21条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市長の同意を得て、」と、第21条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

3 (略)

附 則

1 (略)

(特定保育所に関する特例)

- 2 特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第15条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市長の同意を得て、」と、第21条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

3 (略)

（施設型給付費等に関する経過措置）

- 4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第15条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの規定により市長が定める額」と、「法第28条第2項第2号の規定により市長が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)の規定により市長が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロの規定により市長が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)の規定により市長が定める額」とする。

- 5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する

場合においては、当分の間、第46条第1項中「法第30条第2項第2号の規定により市長が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)の規定により市長が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」及び同号イ(2)の規定により市長が定める額」とする。

4 (略)

(連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第45条第1項の規定にかかわらず、法の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

6 (略)

(連携施設に関する経過措置)

7 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第45条第1項の規定にかかわらず、法の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正)

第3条 和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）の提供を受けた<u>教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者</u>又は扶養義務者（以下「<u>教育・保育給付認定保護者等</u>」という。）は、当該特定教育・保育等を提供した特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育等事業者」という。）に利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特</p>	<p>(利用者負担額)</p> <p>第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）の提供を受けた<u>支給認定子どもの支給認定保護者</u>又は扶養義務者（以下「<u>支給認定保護者等</u>」という。）は、当該特定教育・保育等を提供した特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育等事業者」という。）に利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が特別利用保育を</p>

定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号の規定により市長が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号の規定により市長が定める額とする。)又は法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号の規定により市長が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号の規定により市長が定める額とする。)をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。

2 利用者負担額の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教育標準時間認定利用者負担額(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るもの及び同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るもの(特別利用教育を利用した場合に限る。)をいう。以下同じ。) 無料

(2) 保育認定利用者負担額(法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るもの(特別利用教育を利用した場合を除く。))及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものをいう。以下同じ。) 別表に定める額

3 前項の規定にかかわらず、第2子(同一世帯に負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規

提供する場合にあっては法第28条第2項第2号の規定により市長が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号の規定により市長が定める額とする。)又は法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号の規定により市長が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号の規定により市長が定める額とする。)をいう。以下同じ。)を支払わなければならない。

2 利用者負担額の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教育標準時間認定利用者負担額(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るもの及び同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るもの(特別利用教育を利用した場合に限る。)をいう。以下同じ。) 別表第1に定める額

(2) 保育認定利用者負担額(法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るもの(特別利用教育を利用した場合を除く。))及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものをいう。以下同じ。) 別表第2に定める額

3 前項の規定にかかわらず、第2子(同一世帯に負担額算定基準子ども(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。))である小学校3年生以下の兄又は姉を1人有する支給認定子ども(市町村民税の所得割額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。))が77,100円以下の世帯にあっては、同一世帯に兄又は姉を1人有する支給認定子ども)をいう。))に係る教育標準時間認定利用者負担額は、別表第1に定める額に2分の1を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、第3子以降の子(同一世帯に負担額算定基準子どもである小学校3年生以下の兄又は姉を2人以上有する支給認定子ども(市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯にあっては、同一世帯に兄又は姉を2人以上有する支給認定子ども)をいう。))に係る教育標準時間認定利用者負担額は、無料とする。

4 第2項の規定にかかわらず、第2子(同一世帯に負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもに該当する兄又は姉を1人有する支給認定子

定する負担額算定基準子どもをいう。以下同じ。)
である小学校就学前子どもに該当する兄又は姉を1人有する教育・保育給付認定子ども (市町村民税の所得割額 (地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。以下同じ。)) が57,699円以下の世帯にあっては、同一世帯に兄又は姉を1人有する教育・保育給付認定子どもをいう。)に係る保育認定利用者負担額は、別表に定める額に2分の1を乗じて得た額 (その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) とし、第3子以降の子 (同一世帯に負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもに該当する兄又は姉を2人以上有する教育・保育給付認定子ども (市町村民税の所得割額が57,699円以下の世帯にあっては、同一世帯に兄又は姉を2人以上有する教育・保育給付認定子ども)をいう。)に係る保育認定利用者負担額は、無料とする。

4 前2項の規定にかかわらず、別表に定める世帯階層区分において第3階層に認定された世帯に属する第2子 (同一世帯に兄又は姉を1人有する教育・保育給付認定子どもをいう。)に係る保育認定利用者負担額は、無料とする。

5 (略)

も (市町村民税の所得割額が57,699円以下の世帯にあっては、同一世帯に兄又は姉を1人有する支給認定子ども)をいう。)に係る保育認定利用者負担額は、別表第2に定める額に2分の1を乗じて得た額 (その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) とし、第3子以降の子 (同一世帯に負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもに該当する兄又は姉を2人以上有する支給認定子ども (市町村民税の所得割額が57,699円以下の世帯にあっては、同一世帯に兄又は姉を2人以上有する支給認定子ども)をいう。)に係る保育認定利用者負担額は、無料とする。

5 前3項の規定にかかわらず、別表第1に定める世帯階層区分において第2階層に認定された世帯又は別表第2に定める世帯階層区分において第2階層に認定された世帯に属する第2子 (同一世帯に兄又は姉を1人有する支給認定子どもをいう。)に係る教育標準時間認定利用者負担額又は保育認定利用者負担額は、無料とする。

6 (略)

(市町村民税の所得割額の算定方法)

第3条の2 市町村民税の所得割額を算定する場合には、支給認定保護者等又は当該支給認定保護者等と同一の世帯に属する者が指定都市 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税の所得割額を算定するものとする。

2 市町村民税の所得割額を算定する場合には、支給認定保護者等又は当該支給認定保護者等と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻 (届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻 (届出をしていないが、事実上婚姻関係と

(利用者負担額の決定等)

第4条 市長は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは、当該教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等及び当該特定教育・保育等事業者はその旨を通知するものとする。

(利用者負担額の徴収等)

第5条 市長は、市徴収施設（市が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びに特定保育所をいう。次項において同じ。）において特定教育・保育等の提供を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から、第3条に定める利用者負担額を徴収する。

2 特定教育・保育等事業者は、市徴収施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育等事業所」という。）において特定教育・保育等の提供を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者等から、第3条に定める利用者負担額の支払を受けるものとする。

(利用者負担額の徴収猶予等)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により徴収する利用者負担額について、災害その他の規則で定める事由により教育・保育給付認定保護者等がその納付すべき利用者負担額の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

2 特定教育・保育等事業者は、第5条第2項の規定により支払を受ける利用者負担額について、前項の規則で定める事由により教育・保育給付認定保護者等がその納付すべき利用者負担額の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、前項の規定の例により、その支払を猶予するよう努めるものとする。

(利用者負担額の減免)

第8条 市長は、別表に定める世帯階層区分において第3階層に認定された世帯が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該世帯に属する教育・保育給付認定保護者等の利用者負担額を免除し、別

同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

(利用者負担額の決定等)

第4条 市長は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは、当該支給認定子どもの支給認定保護者等及び当該特定教育・保育等事業者はその旨を通知するものとする。

(利用者負担額の徴収等)

第5条 市長は、市徴収施設（市が設置する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びに特定保育所をいう。次項において同じ。）において特定教育・保育等の提供を受けた支給認定子どもの支給認定保護者等から、第3条に定める利用者負担額を徴収する。

2 特定教育・保育等事業者は、市徴収施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育等事業所」という。）において特定教育・保育等の提供を受けた支給認定子どもの支給認定保護者等から、第3条に定める利用者負担額の支払を受けるものとする。

(利用者負担額の徴収猶予等)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により徴収する利用者負担額について、災害その他の規則で定める事由により支給認定保護者等がその納付すべき利用者負担額の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

2 特定教育・保育等事業者は、第5条第2項の規定により支払を受ける利用者負担額について、前項の規則で定める事由により支給認定保護者等がその納付すべき利用者負担額の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、前項の規定の例により、その支払を猶予するよう努めるものとする。

(利用者負担額の減免)

第8条 市長は、別表第1に定める世帯階層区分において第2階層に認定された世帯又は別表第2に定める世帯階層区分において第2階層に認定された世帯が次の各号のいずれかに該当した場合は、

表に定める世帯階層区分において第4階層から第6階層までのいずれかの階層（市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯に限る。）に認定された世帯が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該世帯に属する教育・保育給付認定保護者等の利用者負担額を規則で定める額に減額する。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等に該当する世帯で現に児童を扶養している世帯（婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしないで児童を扶養しているもの又は婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしないで児童を扶養しているもの）の世帯のうち、別表に定める世帯階層区分において第3階層に認定された世帯を含む。）

(2)～(6) (略)

2 (略)

附 則

1・2 (略)

(施設型給付費等に関する経過措置)

3 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第3条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの規定により市長が定める額」と、「法第28条第2項第2号の規定により市長が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)の規定により市長が定める額」とする。

4 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第3条第1項中「法第30条第2項第2号の規定により市長が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)の規定により市長が定める額」とする。

当該世帯に属する支給認定保護者等の利用者負担額を免除し、別表第1に定める世帯階層区分において第3階層に認定された世帯又は別表第2に定める世帯階層区分において第3階層若しくは第4階層（市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯に限る。）に認定された世帯が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該世帯に属する支給認定保護者等の利用者負担額を規則で定める額に減額する。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等に該当する世帯で現に児童を扶養している世帯（婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしないで児童を扶養しているもの又は婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしないで児童を扶養しているもの）の世帯のうち、別表第1に定める世帯階層区分において第2階層に認定された世帯又は別表第2に定める世帯階層区分において第2階層に認定された世帯を含む。）

(2)～(6) (略)

2 (略)

附 則

1・2 (略)

(施設型給付費等に関する経過措置)

3 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第3条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの規定により市長が定める額」と、「法第28条第2項第2号の規定により市長が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)の規定により市長が定める額」とする。

4 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第3条第1項中「法第30条第2項第2号の規定により市長が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)の規定により市長が定める額」とする。

別表第1を削り、別表第2を別表とし、別紙のとおり改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第3条の規定は、令和元年10月1日以後に行われる同条中第3条第1項の特定教育・保育等について適用し、同日前に行われた同項の特定教育・保育等については、なお従前の例による。

令和元年9月5日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、関連規定を整備したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

別表（第3条関係）

和光市保育認定利用者負担額基準額表

（単位 円）

世帯階層区分		利用者負担額（月額）			
階層	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	無料		無料	
第2階層	当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村民税が非課税である世帯（第1階層の定義に該当する世帯を除く。）	無料			
第3階層	当該年度分の市町村民税の所得割額が0円である世帯（第1階層及び第2階層の定義に該当する世帯を除く。）	7,200	7,080		
第4階層	当該年度分の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯（第1階層から第3階層までの定義に該当する世帯を除く。）	48,600円未満	15,600	15,330	
第5階層	税の所得割額が次の区分に該当する世帯（第1階層から第3階層までの定義に該当する世帯を除く。）	48,600円以上 57,700円未満	24,000	23,590	
第6階層	税の所得割額が次の区分に該当する世帯（第1階層から第3階層までの定義に該当する世帯を除く。）	57,700円以上 97,000円未満	24,000	23,590	
第7階層	税の所得割額が次の区分に該当する世帯（第1階層から第3階層までの定義に該当する世帯を除く。）	97,000円以上 133,000円未満	32,040	31,500	
第8階層	税の所得割額が次の区分に該当する世帯（第1階層から第3階層までの定義に該当する世帯を除く。）	133,000円以上 169,000円未満	35,600	34,990	
第9階層	税の所得割額が次の区分に該当する世帯（第1階層から第3階層までの定義に該当する世帯を除く。）	169,000円以上 235,000円未満	43,920	43,170	
第10階層	税の所得割額が次の区分に該当する世帯（第1階層から第3階層までの定義に該当する世帯を除く。）	235,000円以上 301,000円未満	48,800	47,970	

第11 階層		301,000円以上 349,000円未満	57, 600	56, 620	
第12 階層		349,000円以上 397,000円未満	64, 000	62, 910	
第13 階層		397,000円以上	83, 200	81, 790	

備考

- この表の年齢は、当該年度の4月1日現在の満年齢による。
- 月の途中で特定教育・保育等の利用を開始した場合において、その月の利用者負担額は、この表の額にその月の利用開始日以後の当該特定教育・保育等を行う特定教育・保育等事業所の開所日数を、常態的に土曜日に開所する施設の場合は25で、常態的に土曜日に閉所する施設の場合は20で除して得た数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。この場合において、常態的に土曜日に開所する施設の場合は、当該開所日数が25日を超えるときは25日とし、常態的に土曜日に閉所する施設の場合は、当該開所日数が20日を超えるときは20日とする。
- 備考2の規定は、月の途中で特定教育・保育等の利用を終了した場合について準用する。この場合において、備考2中「開始した」とあるのは「終了した」と、「利用開始日以後」とあるのは「利用終了日前」と読み替えるものとする。